

☞ スキャナ保存

Q : 国税関係帳簿をスキャナ保存する場合、どのような書類が認められますか？

A : 次のような取扱いになっています。

【解説】

スキャナ保存は、国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類(国税関係書類)のうち、棚卸表や貸借対照表及び損益計算書などの計算、整理又は決算関係書類以外の国税関係書類が対象になります。

ただし、売上傳票などの伝票類は、所得税法施行規則第63条第1項及び法人税法施行規則第59条第1項等に規定する保存すべき書類にはなっていないので、国税関係書類に該当せず、スキャナ保存の適用はありません。

また、令和4年1月1日以後に保存を行う国税関係書類については、一定の場合を除いて、スキャナで読み取り、最低限の同等確認(電磁的記録の記録事項と書面の記載事項とを比較し、同等であることを確認(折れ曲がり等がないかも含む)すること)を行った後であれば、即時に廃棄していいこととなっています。

したがって、消費税の仕入税額控除の適用についても、スキャナ保存の要件を満たし国税関係書類に係る電磁的記録を保存している場合には、その基となった書面(紙)を保存していない場合であっても消費税法第30条第7項に規定する請求書等が保存されていることとなりますので、スキャン文書を保存しておけば、消費税の仕入税額控除が受けられます。

